

告 示

埼玉県告示第二百四十号

埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）別表都市整備部の項第二百二十四号金額の欄イ(2)イの知事が別に定める建築物を次のように定め、令和七年四月一日から施行する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県手数料条例別表都市整備部の項第二百二十四号金額の欄イ(2)イの知事が別に定める建築物は、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年経済産業省・国土交通省令第一号）第四条第三項第二号の規定により設計一次エネルギー消費量を算出した建築物とする。